

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第61号

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成8年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる漁業により採捕された<u>くろまぐろ</u>、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば</p> <p>(2) 略</p>	<p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規定による報告は、次に掲げる第一種特定海洋生物資源について、月の末日ごとに当該月のいずれかの日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、翌月の10日までに行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる漁業により採捕されたまあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。